



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年12月28日金曜日 第3040号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）...1053
 保安林の指定.....（森林整備課）...1054
 保安林の指定施業要件の変更.....（ " ）...1054
 漁業免許の内容等の公示.....（水産課）...1055
 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）...1055
 道路の区域変更（県道宮崎波方線）.....（東予地方局今治土木事務所）...1055
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1056
 開発行為に関する工事の完了（3件）.....（中予地方局建築指導課）...1056
 土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（南予地方局農村整備課）...1056
 土地改良区連合役員の就退任の届出.....（ " ）...1057
 道路の区域変更（県道奈良近永線）.....（南予地方局管理課）...1058
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1058
 落札者等の告示.....（高校教育課）...1058

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）...1058
 政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）...1059
 政治団体の解散の届出.....（ " ）...1059
 資金管理団体指定の届出.....（ " ）...1060
 政治団体の収支報告書の要旨の公表（2件）.....（ " ）...1060
 愛媛県選挙公営実施規程の一部改正.....（ " ）...1060
 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部改正.....（ " ）...1061
 愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部改正.....（ " ）...1063

正 誤

平成30年11月2日付け第3024号目次中.....（中予地方局管理課）...1063

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1278号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
スーパードラッグコスモス古川店	西条市古川字江内甲126番1 外	大規模小売店舗を設置する者の住所	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	平成30年1月1日	平成30年12月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告

示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1279号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
今治くすのきガーデン	今治市旭町三丁目2番4 外	大規模小売店舗を設置する者の住所	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	平成30年1月1日	平成30年12月17日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1280号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林の所在場所

西条市丹原町白坂丁464の3、丁467の1、丁468、丁469

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
丹原町白坂丁467の1・丁468（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以

上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1281号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西条市小松町石錠字途中の川3327の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1282号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、区画漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件

- (1) 免許番号 宇区第190号
- (2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 宇和島市平浦地先
- ウ 漁場の区域
 - A ア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域
 - 基点 A 宇和島市平浦1032番地2 新田前護岸の標識
 - B 宇和島市平浦1034番地2 南西角の標識
 - C 宇和島市平浦1047番地新田前護岸西角の標識
 - D 宇和島市平浦浮防波堤東側突端
 - 点 ア Aから196度100メートルの点
 - イ Cから198度180メートルの点
 - ウ BからD見通し線とCから198度見通し線との交点

(3) 地元地区 宇和島市（津島町、吉田町、同三浦及び旧宇和海村地区を除く）

(4) 制限又は条件

- ア 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- イ 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。

2 免許予定日

平成31年4月1日

3 申請期間

平成30年12月28日から平成31年2月28日まで

4 存続期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第1283号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(特-30)第14448号	平成30年9月12日	スミメックエンジニアリング(株)	川崎 圭三	新居浜市新田町3-4-23	平成30年11月8日	電気工事業	建設業の廃止(一部)
(般-26)第17337号	平成26年6月23日	廣瀬塗装	廣瀬 吉紀	新居浜市河内町7-37	平成30年11月21日	塗装工事業	建設業の廃止(法人成り)

○愛媛県告示第1284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	宮崎波方線	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙90番5地先	旧	メートル 4.5~4.9	キロメートル 0.009	
		今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙90番12	新	4.5~6.7	0.009	
"	"	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙89番3地先	旧	4.3~5.2	0.021	
		今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙89番4	新	4.8~7.2	0.021	

○愛媛県告示第1285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宮崎波方線	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙90番12	平成30年12月28日
"	"	今治市波方町宮崎字七五三ヶ浦乙89番4	"

○愛媛県告示第1286号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年12月28日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建（開）第18号 平成30年12月7日	伊予市上吾川字十合甲1510番2、甲1510番3	伊予郡松前町西高柳335番地1 有限会社 アットホーム

○愛媛県告示第1287号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年12月28日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建（開）第19号 平成30年12月12日	伊予郡松前町大字北黒田字堅田531番1、531番3	伊予郡松前町大字南黒田397番地 阿川石油株式会社

○愛媛県告示第1288号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年12月28日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建（開）第20号 平成30年12月17日	伊予郡松前町大字南黒田字下屋敷617番4、617番5、617番6、617番7、617番8、617番9、617番10、617番11、617番12、617番13、622番1、622番3	伊予市下吾川2045番地1 株式会社 マミーハウス

○愛媛県告示第1289号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年12月28日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
"	氏 原 邦 弘	宇和島市高串2番耕地2205番地
"	市 川 逸 男	宇和島市光満甲1079番地
"	岡 田 時 男	宇和島市高串3番耕地667番地
"	宮 本 清 孝	宇和島市柿原647番地

"	森 田 立 夫	宇和島市藤江1362番地
"	梅 崎 康 文	宇和島市大浦甲1886番地
"	上 田 和 人	宇和島市大浦甲628番地
"	山 本 善 一	宇和島市大浦甲2218番地
"	次 屋 辰 生	宇和島市宮下甲863番地
"	鎌 田 吉太郎	宇和島市本九島1882番地 1
"	三 浦 美 武	宇和島市坂下津甲106番地 3
"	山 下 茂 雄	宇和島市白浜272番地 1
"	西 山 岩太郎	宇和島市石応1342番地 1
"	土 居 春 俊	宇和島市三浦東2670番地
"	山 本 力 行	宇和島市三浦西1314番地 2
"	玉 田 光 彦	宇和島市本町追手 1 丁目 3 番18号
"	清 家 康 生	宇和島市吉田町立間 2 番耕地1011番地
監 事	笹 岡 重 昭	宇和島市和霊町1241番地
"	武 川 豊 茂	宇和島市蛤330番地
"	大 濱 勇 吉	宇和島市白浜217番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 井 万一郎	宇和島市柿原636番地
"	西 村 守	宇和島市三浦西3223番地
"	國 正 丈 夫	宇和島市光満甲1331番地
"	森 和 正	宇和島市高串 2 番耕地1303番地
"	氏 原 邦 弘	宇和島市高串 2 番耕地2205番地
"	岡 田 健 一	宇和島市藤江1337番地
"	緒 賀 長 治	宇和島市大浦甲636番地
"	河 野 正	宇和島市大浦甲1741番地19
"	松 廣 桂	宇和島市大浦甲2238番地
"	次 屋 辰 生	宇和島市宮下甲863番地
"	武 川 豊 茂	宇和島市蛤330番地
"	三 浦 義 博	宇和島市坂下津甲91番地 1
"	西 山 岩太郎	宇和島市石応1342番地 1
"	中 村 好 次	宇和島市蔵115番地
"	土 居 春 俊	宇和島市三浦東2670番地
"	山 本 力 行	宇和島市三浦西1314番地 2
"	玉 田 光 彦	宇和島市本町追手 1 丁目 3 番18号
"	清 家 康 生	宇和島市吉田町立間 2 番耕地1011番地
監 事	笹 岡 重 昭	宇和島市和霊町1241番地
"	岡 富 士 夫	宇和島市大浦甲740番地
"	大 濱 勇 吉	宇和島市白浜217番地 1

○愛媛県告示第1290号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年12月28日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	赤 松 與 一	宇和島市吉田町法花津 8 - 230
"	毛 利 信 介	宇和島市吉田町立間 2 - 103 - 3

"	三 浦 哲	宇和島市吉田町立間尻甲450
"	土 居 政 彦	宇和島市吉田町鶴間新152
"	中 井 康 人	宇和島市吉田町鶴間189
"	赤 松 久	宇和島市吉田町立間 1 - 649
"	清 家 康 生	宇和島市吉田町立間 2 - 1011
"	中 尾 治 郎	宇和島市吉田町深浦 3 - 170
"	高 田 博 行	宇和島市吉田町法花津 7 - 412 - 17
"	松 下 孝 雄	宇和島市吉田町白浦154 - 2
"	土 山 治 雄	宇和島市吉田町沖村甲1774 - 2
"	清 家 國 重	宇和島市吉田町沖村甲3163 - 2
"	宮 本 定 康	宇和島市吉田町白浦外甲639
"	中 田 通 廣	宇和島市吉田町奥浦甲3424 - 1
"	中 井 重 吉	宇和島市吉田町南君448 - 8
"	棟 平 紋 次	宇和島市吉田町南君2988 - 1
監 事	清 家 利 洋	宇和島市吉田町浅川778 - 3
"	豊 田 幸 一	宇和島市吉田町立間 2 - 2703 - 2
"	土 山 一 夫	宇和島市吉田町沖村甲1771

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	梅 本 恵 造	宇和島市吉田町知永 4 - 702 - 1
"	藤 堂 幸 典	宇和島市吉田町立間尻甲1130
"	鈴 木 作 典	宇和島市吉田町鶴間398
"	薬師寺 三 成	宇和島市吉田町立間 1 - 889
"	毛 利 信 介	宇和島市吉田町立間 2 - 103 - 3
"	清 家 康 生	宇和島市吉田町立間 2 - 1011
"	大 谷 重 善	宇和島市吉田町深浦 3 - 34
"	清 家 博 士	宇和島市吉田町法花津 1 - 305
"	赤 松 與 一	宇和島市吉田町法花津 8 - 230
"	松 下 健 一	宇和島市吉田町白浦145
"	土 山 治 雄	宇和島市吉田町沖村甲1774 - 2
"	清 家 國 重	宇和島市吉田町沖村甲3163 - 2
"	宮 本 定 康	宇和島市吉田町白浦外甲639
"	山 口 公 太 郎	宇和島市吉田町奥浦乙729
"	浅 野 鹿 男	宇和島市吉田町南君635 - 3
"	土 居 久 忠	宇和島市吉田町南君1603
監 事	池 田 正	宇和島市吉田町立間尻甲441
"	河 野 行 雄	宇和島市吉田町白浦213
"	西 口 雅 則	宇和島市吉田町奥浦甲1751 - 1

○愛媛県告示第1291号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水利土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年12月28日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 井 万一郎	宇和島市柿原636番地

○愛媛県告示第1292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	奈良近永線	北宇和郡鬼北町大字近永1104番2地先から 同大字1059番地先まで	旧	メートル 5.3~12.3	キロメートル 0.054	
		北宇和郡鬼北町大字近永1103番2地先から 同大字1058番2まで	新	13.4~23.0	0.054	

○愛媛県告示第1293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	奈良近永線	北宇和郡鬼北町大字近永1103番2地先から 同大字1058番2まで	平成30年12月28日

○愛媛県告示第1294号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年12月28日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	入札公告日	随意契約にした理由
インターネット実習対応パソコン一式（サーバー13台、パーソナルコンピュータ53台、プリンタ65台、プロジェクタ13台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式）	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年12月6日	四国通建株式会社 今治市南大門町一丁目1番地の15	2,997,000円（月額）	平成30年10月26日	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成30年12月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
おちかつのり後援会	越智克範	越智妙子	新居浜市桜木町14-5	平成30年11月6日
菅もりみ後援会	村上要	川野征雄	今治市上浦町盛1924-1	平成30年11月9日
河内優子後援会	河内優子	河内政和	新居浜市星原町14-26	平成30年11月19日
黒田真徳後援会	黒田真徳	黒田八重	新居浜市東雲町一丁目1-69	平成30年11月19日

秋本けいこ後援会	越智 範 征	芥川 洋 一	今治市東門町四丁目3 - 50	平成30年11月30日
松田すみこ後援会	比留木 和 夫	横田 孝 志	今治市東門町四丁目3 - 50	平成30年11月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第84号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成30年12月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
自由民主党愛媛県松山市第十支部	帽子 大 輔	会 計 責 任 者	三 瀬 豊 恵	佐々木 宏 美	平成30年3月31日
自由民主党愛媛県松山市第十支部	帽子 大 輔	会 計 責 任 者	片 岡 崇 志	三 瀬 豊 恵	平成30年8月1日
自由民主党中山支部	田 中 弘	主たる事務所の所在地	伊予市中山町中山卯404	伊予市中山町中山丑393 - 13	平成30年10月31日
		代 表 者	田 中 弘	久 保 栄	
自由民主党生名支部	蔵 谷 重 文	主たる事務所の所在地	越智郡上島町生名595	越智郡上島町生名1806	平成30年11月6日
		代 表 者	蔵 谷 重 文	原 山 公 男	
		会 計 責 任 者	池 本 光 章	浜 田 智 洋	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

法第19条の7第1項第1号及び同項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
永江孝子後援会連合会	永 江 孝 子	政 治 団 体 の 名 称	永江孝子後援会連合会	ながえ孝子後援会連合会	平成30年5月30日
横山博幸後援会「幸縁の会」	横 山 博 幸	主たる事務所の所在地	東温市田窪1416 - 12	松山市天山三丁目13 - 15	平成30年11月5日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
かくだともえと楽しく未来を語る会	角 田 智 恵	会 計 責 任 者	石 井 恵 子	平 谷 敬 子	平成29年10月1日
大野立志後援会	松 田 福 市	代 表 者	松 田 福 市	山 崎 暉	平成29年11月30日
岡田勝利後援会	田 窪 豊 弘	代 表 者	田 窪 豊 弘	織 田 利 鬼	平成30年3月1日
寺井修後援会	寺 井 輝 子	代 表 者	寺 井 輝 子	寺 井 修	平成30年8月27日
大石ごう後援会	坂 上 公 三	主たる事務所の所在地	新居浜市高木町3 - 32	新居浜市中須賀町二丁目3 - 24	平成30年11月26日

○愛媛県選挙管理委員会告示第85号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成30年12月28日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
政治結社水心塾	赤 樫 哲 生	平成30年8月22日
寺井修後援会	寺 井 輝 子	平成30年8月27日

○愛媛県選挙管理委員会告示第86号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

平成30年12月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
河内 優子	新居浜市議会議員（候補者）	河内優子後援会	新居浜市星原町14-26	平成30年11月19日
黒田 真徳	新居浜市議会議員（候補者）	黒田真徳後援会	新居浜市東雲町一丁目1-69	平成30年11月19日

○愛媛県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年12月28日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 大塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

(1) 平成29年分

ア その他の政治団体

政治団体の名称 寺井修後援会

報告年月日 H30.3.30

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

○愛媛県選挙管理委員会告示第88号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に

基づき、同法第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成30年12月28日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第17条関係

(1) 平成30年中解散に係るもの

ア その他の政治団体

政治団体の名称 政治結社水心塾

報告年月日 H30.8.27（H30.8.22解散）

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

政治団体の名称 寺井修後援会

報告年月日 H30.11.16（H30.8.27解散）

1 収入総額	0円
2 支出総額	0円

○愛媛県選挙管理委員会告示第89号

愛媛県選挙公営実施規程（昭和44年11月1日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正する。

平成30年12月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>第8条 省略</p> <p>2 県委員会は、候補者1人について証紙交付票1枚により、衆議院小選挙区選出議員の選挙における証紙にあつては7万枚以内、参議院愛媛県選挙区選出議員及び愛媛県知事の選挙における証紙にあつては14万5千枚以内、愛媛県議会議員の選挙における証紙にあつては1万6千枚以内の証紙を交付するものとする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第4号様式（選挙運動用ピラの証紙）（第6条関係）</p> <p>その1 省略</p> <p>その2 省略</p> <p>その3 備考</p> <table border="1"> <tr> <td>何年何月執行</td> <td>1 この様式は、愛媛県議会議員の選挙における候補者用ピラ証紙の様式である。</td> </tr> <tr> <td>何選挙</td> <td></td> </tr> <tr> <td>何選挙区</td> <td>2 「何年何月執行」の表示は、「何年執</td> </tr> </table>	何年何月執行	1 この様式は、愛媛県議会議員の選挙における候補者用ピラ証紙の様式である。	何選挙		何選挙区	2 「何年何月執行」の表示は、「何年執	<p>第8条 省略</p> <p>2 県委員会は、候補者1人について証紙交付票1枚により、衆議院小選挙区選出議員の選挙における証紙にあつては7万枚以内、参議院愛媛県選挙区選出議員及び愛媛県知事の選挙における証紙にあつては14万5千枚以内 _____ の証紙を交付するものとする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第4号様式（選挙運動用ピラの証紙）（第6条関係）</p> <p>その1 省略</p> <p>その2 省略</p>
何年何月執行	1 この様式は、愛媛県議会議員の選挙における候補者用ピラ証紙の様式である。						
何選挙							
何選挙区	2 「何年何月執行」の表示は、「何年執						

(番 号)
愛媛県選管

行」又は「第何回」とすることができ
る。

3 何選挙区には、愛媛県議会議員の
選挙区の別を表示するものとする。

4 用紙は、特別の紙質・模様・透か
し等を用いることができる。

その4 備考

何年何月執行
何 選 挙
(番 号)
愛媛県選管

1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員
及び愛媛県議会議員の選挙以外の場合の
様式である。

2 「何年何月執行」の表示は、「何年執
行」又は「第何回」とすることができ
る。

3 用紙は、特別の紙質・模様・透かし等
を用いることができる。

第5号様式（選挙運動用ビラ証紙交付票）（第7条・第8条関係）

その1 表 裏

第何号 候補者(氏 名) ㊟	証 紙 愛 媛 県 交 付 選 挙 管 枚 数 理 委 員 会 印
何年何月何日執行 何選挙	枚
選挙運動用ビラ証紙交付票	枚
愛媛県選挙管理委員会 ㊟	計 70,000枚、 145,000枚 又は 16,000枚

その2 省略

その3 備考

何年何月執行
何 選 挙
(番 号)
愛媛県選管

1 この様式は、衆議院小選挙区選出議員
の選挙以外の場合の
様式である。

2 「何年何月執行」の表示は、「何年執
行」又は「第何回」とすることができ
る。

3 用紙は、特別の紙質・模様・すかし等
を用いることができる。

第5号様式（選挙運動用ビラ証紙交付票）（第7条・第8条関係）

その1 表 裏

第何号 候補者(氏 名) ㊟	証 紙 愛 媛 県 交 付 選 挙 管 枚 数 理 委 員 会 印
何年何月何日執行 何選挙	枚
選挙運動用ビラ証紙交付票	枚
愛媛県選挙管理委員会 ㊟	計 70,000枚 又は 145,000枚

その2 省略

附 則

- この規程は、平成31年3月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県選挙公営実施規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される愛媛県議会議員の選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された愛媛県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

○愛媛県選挙管理委員会告示第90号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成6年10月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第1号様式（選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式）（第1条関係）</p> <p>その1 省略</p> <p>その2 省略</p> <p>年 月 日執行 選挙（ 選挙区 ）</p>	<p>第1号様式（選挙運動用自動車の使用等の契約届出書の様式）（第1条関係）</p> <p>その1 省略</p> <p>その2 省略</p> <p>年 月 日執行 愛媛県知事選挙</p>

省略

省略

備考 省略

その3 省略

第2号様式（選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式）

（第2条関係）

その1 省略

その2

省略

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

省略

省略

備考 省略

その3 省略

第3号様式（選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式）（第2

条関係）

その1 省略

その2

省略

1 年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

省略

その3 省略

第5号様式（ピラ作成証明書の様式）（第4条関係）

省略

年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

省略

備考

1～3 省略

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

愛媛県議会議員選挙の場合 16,000枚

愛媛県知事選挙の場合 145,000枚

(2) 省略

第7号様式（請求書の様式）（第5条関係）

その1 省略

その2

省略

3 年 月 日執行 選挙（ 選挙区）

省略

その3 省略

省略

省略

備考 省略

その3 省略

第2号様式（選挙運動用自動車の燃料代等の確認申請書の様式）

（第2条関係）

その1 省略

その2

省略

年 月 日執行 愛媛県知事選挙

省略

省略

備考 省略

その3 省略

第3号様式（選挙運動用自動車の燃料代等の確認書の様式）（第2

条関係）

その1 省略

その2

省略

1 年 月 日執行 愛媛県知事選挙

省略

その3 省略

第5号様式（ピラ作成証明書の様式）（第4条関係）

省略

年 月 日執行 愛媛県知事選挙

省略

備考

1～3 省略

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

145,000枚

(2) 省略

第7号様式（請求書の様式）（第5条関係）

その1 省略

その2

省略

3 年 月 日執行 愛媛県知事選挙

省略

その3 省略

附 則

- この規程は、平成31年3月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県議会議員及び愛媛県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される愛媛県議会議員の選挙について適用し、この規程の施行の日の前日までにその期日を告示された愛媛県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

○愛媛県選挙管理委員会告示第91号

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程（平成20年3月愛媛県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正する。

平成30年12月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（書記長及び地方書記長の専決事項）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 愛媛県選挙管理委員会規程第12条第3項の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会地方書記長（以下「地方書記長」という。）の専決事項は、委員長の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 愛媛県議会議員の選挙における次に掲げる事項（当該地方書記長の所管区域に属する選挙区に係るものに限る。）</p> <p>ア～シ 省略</p> <p><u>ス 選挙運動公費負担条例第7条の規定に基づく選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>セ 選挙運動公費負担条例第8条の規定に基づく選挙運動用ビラの作成枚数の確認に関すること。</u></p> <p>ソ 省略</p> <p>タ 省略</p> <p>チ 愛媛県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例 <u>第3条第1項の規定に基づく選挙公報の掲載の申請の受理及び審査に関すること。</u></p> <p>ツ 省略</p> <p>テ <u>愛媛県選挙公営実施規程第7条第2項の規定に基づく証紙交付票の交付に関すること。</u></p> <p>ト <u>愛媛県選挙公営実施規程第8条の規定に基づく証紙の交付に関すること。</u></p> <p>ナ 省略</p> <p>ニ 省略</p> <p>ヌ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p style="text-align: center;">（書記長及び地方書記長の専決事項）</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 愛媛県選挙管理委員会規程第12条第3項の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会地方書記長（以下「地方書記長」という。）の専決事項は、委員長の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 愛媛県議会議員の選挙における次に掲げる事項（当該地方書記長の所管区域に属する選挙区に係るものに限る。）</p> <p>ア～シ 省略</p> <p>ス 省略</p> <p>セ 省略</p> <p>ソ 愛媛県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成19年愛媛県条例第51号）第3条第1項の規定に基づく選挙公報の掲載の申請の受理及び審査に関すること。</p> <p>タ 省略</p> <p>チ 省略</p> <p>ツ 省略</p> <p>テ 省略</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>3 省略</p>

附 則

- この規程は、平成31年3月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される愛媛県議会議員の選挙について適用する。

正 誤

○正 誤

平成30年11月2日付け第3024号目次中

ページ	箇 所	誤	正
960	上から8行目	道路の供用開始（砥部伊予松山線）	道路の供用開始（県道砥部伊予松山線）